

告 示

埼玉県告示第四百十八号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 河川の名称
第二大場川
- 二 指定に係る河川区域の存する区間
上口調節池
右岸 三郷市泉三丁目四番地先
- 三 指定に係る河川区域
関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域